

## 令和8年第2回中津川市議会（定例会）提出予定議案

令和8年第2回中津川市議会（定例会）に、条例12件、人事2件、その他7件、補正予算4件、当初予算8件、合計33件の議案を提出します。

### （条 例）

#### 1、中津川市監査委員条例等の一部改正について

地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、改正する。

- ・地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正により、標記条例等に条ずれが生じたため、改正する。
- ・改正の内容
  - 各条例の条ずれ対応
  - 中津川市監査委員条例
  - 中津川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例
  - 中津川市病院事業の設置等に関する条例
  - 中津川市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例
- ・施行期日 令和8年9月24日

#### 2、中津川市税以外の諸納付金の督促、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例及び中津川市行政手続条例の一部改正について

行政手続法等の一部改正に伴い、改正する。

- ・デジタル社会形成基本法に基づくデジタル社会の形成に関する施策として、情報通信技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しを推進するため、行政手続法等の規定の整備が行われた。これに伴い、公示送達の見直しが行われたため、改正する。
- ・改正の内容  
公示送達について、インターネットを用いる方法により、公示事項を閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を地方公共団体の掲示場に掲示し、又は公示事項をその地方公共団体の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる。
- ・施行期日  
地方税法等の一部を改正する法律の公布の日（令和5年3月31日）から起算して3年3月を超えない範囲内において政令で定める日  
中津川市税以外の諸納付金の督促、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例  
令和8年5月21日  
中津川市行政手続条例

### 3、中津川市職員の給与に関する条例の一部改正について

人事院勧告に基づき、職員等の各種手当を改定するため、改正する。

- ・ 令和7年人事院勧告において、各種手当等を見直す勧告がなされたため、改正する。
- ・ 改正の内容
  - ①第二種初任給調整手当の新設  
医師に対する初任給調整手当について、民間の賃金と比較し、その差額を補填するための手当を措置
  - ②通勤手当の見直し  
自動車等使用者に対する通勤手当について、上限額を66,400円／月に引上げ  
駐車場等の利用者に対する、通勤手当の加算について、上限額を5,000円／月として支給
- ・ 施行期日 令和8年4月1日

### 4、中津川市職員旅費支給条例の制定について

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、公務のため旅行する職員等に支給する各種旅費を改定するため、制定する。

- ・ 近年の経済社会情勢への変化に対応するとともに、旅費種目や支給対象等を見直しを行うほか、適正な支出を図るため、制定する。
- ・ 制定の内容
  - 船賃は、等級別の運賃支給から実費支給とする。
  - 宿泊料は、宿泊費に名称変更し、定額支給から上限付きの実費支給とする。（特別職及び職階による定額支給は廃止。）
  - 宿泊手当を新設し、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費として、一夜当たり2,400円を支給する。
  - 食卓料は、宿泊手当の新設により廃止する。
  - 車賃はその他交通費に、移転料は転居費に、着後手当は着後滞在費に、扶養親族移転料は、家族移転費として名称変更するが、支給については従来通り実費及び定額支給とする。
  - 旅費の支払方法については、従来からの旅行者に対する支給に加え、市から直接旅費に相当する金額を旅行役務提供者（旅行代理店、クレジットカード会社など）への支払を可能とする。
- ・ 施行期日 令和8年4月1日

## 5、中津川市乳児等通園支援事業の利用者負担額等を定める条例の制定について

児童福祉法に規定する乳児等通園支援事業の利用者負担額等を定めるため、制定する。

- ・ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施するにあたり、保護者からは負担額（利用料）を受領することとなる。公立保育所等で乳児等通園支援事業を行う場合、利用者負担額を条例で定める必要があるため、制定する。
- ・ 主な制定内容  
利用者負担額は、利用乳幼児1人当たり1時間につき300円とする。  
特に必要があると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができることとする。
- ・ 施行期日 令和8年4月1日

## 6、中津川市医療職員修学資金貸付条例の一部改正について

薬剤師修学資金貸付対象者の見直しに伴い、改正する。

- ・ 医療職員確保のため看護師、助産師及び薬剤師を目指す学生等に修学資金の貸付を行っているが、薬剤師については募集をしても応募が少なく、確保が困難な状況となっていることから、薬学生の応募増加を目的として貸付対象の要件を拡大するため、改正する。
- ・ 改正の内容  
貸付対象者を薬学部の5年生以上に在学している者から、薬学部に入学しようとしている者若しくは在学している者とする。
- ・ 施行期日 令和8年4月1日

## 7、中津川市国民健康保険条例の一部改正について

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、改正する。

- ・国民健康保険法施行令の一部改正により、子ども・子育て支援金の徴収にかかる条項の追加並びに保険料賦課限度額と保険料軽減判定所得基準額を改めるため、改正する。

- ・改正の内容

- ①子ども・子育て支援金の徴収開始に伴い以下を行う。

保険料の賦課額の内訳に、子ども子育て支援納付金を追加

国民健康保険料	基礎賦課分（医療分）	所得割 世帯の国保加入者の所得に応じて	均等割 世帯の加入者数に応じて	平等割 1世帯にいくらかと計算
	後期高齢者支援金分			
	介護納付金分			
	(今回追加) 子ども・子育て支援納付金分	※1		

※1：子ども・子育て支援納付金の均等割については、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの被保険者について、10割減免となる。

子ども・子育て支援納付金の賦課総額に係る記載の追加

子ども・子育て支援納付金の賦課額の算定方法に係る記載の追加

(所得割額、被保険者均等割額、世帯別平等割)

子ども・子育て支援納付金の賦課限度額（3万円）に係る記載の追加

その他必要な条文整備

- ②保険料賦課限度額のうち、基礎賦課限度額を「66万円」から「67万円」に引き上げる。
- ③保険料軽減判定所得基準額の世帯人数に乗じる額について、5割軽減は「30万5千円」から「31万円」に、2割軽減は「56万円」から「57万円」に引き上げる。

- ・施行期日 令和8年4月1日（令和8年度分以降の保険料について適用する。）

## 8、中津川市火入れに関する条例の一部改正について

中津川市火災予防条例の一部改正に伴い、改正する。

- ・ 令和8年1月1日に中津川市火災予防条例の一部を改正する条例が施行され、当該条例において、林野火災注意報が位置付けられた。これに伴い、林野火災注意報が発表された際の対応を明記するため、改正する。
- ・ 改正の内容  
火入れの中止要件として、新たに林野火災に関する注意報の発表を加える。  
その他所要の改正。
- ・ 施行期日 公布の日

## 9、中津川市駐車場附置義務条例の制定について

駐車場法施行令の一部改正及び国の技術的助言を踏まえ、制定する。

- ・ 駐車場法施行令の一部改正及び国の技術的助言（標準駐車場条例）を踏まえた所要の改正を行うため、制定する。
- ・ 制定の内容
  - ① 駐車場法施行令の一部改正による改正  
自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途（特定用途）として共同住宅が追加されるが、本市においては現行条例の附置義務を維持するため、特定用途の定義から共同住宅を除く規定の整備を行う。
  - ② 現行条例の規定を国の標準駐車場条例に準拠する内容に見直す項目  
建築物の新築の場合の駐車施設の附置  
建築物の増築又は用途の変更の場合の駐車施設の附置  
駐車施設の管理  
罰則
  - ③ 現行条例に無い規定を国の標準駐車場条例に準拠して追加する項目  
大規模な事務所の場合の低減規定  
建築物が地区の内外にわたる場合の判断基準  
特殊の装置を用いる場合の取扱い  
建築物の敷地以外の場所における駐車附置に関する勧告  
廃止の届出
  - ④ その他（現行条例の規定を国の標準駐車場条例を参考に見直す項目）  
駐車のに供する部分の規模
- ・ 施行期日 令和8年4月1日

## 10、中津川市水道事業給水条例及び中津川市下水道条例の一部改正について

災害その他非常の場合において、他の自治体等が給水装置工事及び排水設備工事を行うことができるようにするため、改正する。

- ・令和6年能登半島地震では、市町村等が管理する施設が復旧した場合においても、個人が管理する宅内配管の復旧が遅れ、家庭で水を使えない状況が長期化した。本市においても、今後大規模な災害等が発生した際には、水が使えない状態が長期化する恐れがあるため、改正する。
- ・改正の内容  
災害その他非常の場合において必要があると認めるときは、他の自治体等が宅内配管工事を施工できるよう改正する。
- ・施行期日 公布の日

## 11、中津川市消防団条例の一部改正について

消防団員の定員を削減するため、改正する。

- ・平成25年に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が施行され、条例定数の基準は地域の実情に応じた必要な数とされた。これを踏まえ実情に応じた適正な条例定数に改定するため、改正する。
- ・改正の内容  
団員の定員を「1,828人」から「1,524人」に改める。
- ・施行期日 令和8年4月1日

## 12、中津川市火災予防条例の一部改正について

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、改正する。

- ・現行のサウナ設備の基準は、建物内設置を想定したものであるため、近年全国的に増加している屋外でのテント型サウナやバレル型サウナ等の「簡易サウナ設備」（個人が設けるものを除く）に対し適用する基準を定める必要性が生じた。これを踏まえ標記省令が改正され、簡易サウナ設備に適用される基準が定められたため、改正する。
- ・改正の内容  
簡易サウナ設備の位置、構造及び管理に関する基準の規定を追加  
その他所要の改正
- ・施行期日 令和8年3月31日

## (人事)

### 1、中津川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

選任予定者 氏名 たぐち えみこ  
田口 恵美子 (新任)

### 2、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

推薦予定者 氏名 みやけ ひでお  
三宅 秀雄 (再任)

## (その他)

### 1、和解について【初日議決】

- ・ 和解の相手方  
A 特定建設工事共同企業体
- ・ 和解要旨
  1. 相手方らは、中津川市に対し和解金として、連帯して、12,402,779円を支払う義務があることを認める。
  2. 前項の金員を、令和8年3月4日限り、一括して市の指定した口座に振り込んで支払う。
  3. 相手方らは、前項の支払いを怠ったときは、中津川市に対し連帯して第1項の金額に対する期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を直ちに支払う。
  4. 中津川市及び相手方らそれぞれと間には、本件に関し、本和解に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

### 2、市道路線の認定について

苗木221号線、坂本316号線、坂本317号線

- ・ 苗木221号線  
苗木瀬戸地区生活関連道路整備事業により整備された道路を市道として認定し、一貫した道路管理をする。
- ・ 坂本316号線、坂本317号線  
中津川西部テクノパーク敷地内に整備する道路を市道として認定し、一貫した道路管理をする。

### 3、市道路線の変更について

中津79号線、中津521号線

- ・中津79号線、中津521号線

中津79号線の一部は、リニア中央新幹線事業の実施に伴い一般交通の用に供されなくなるため、中津79号線及び中津521号線の起点を変更し、一貫した道路管理をする。

### 4、指定管理者の指定について

- ・施設名 苗木公園、中津川市トレーニングセンター

- ・指定先 三菱電機ライフサービス株式会社中津川支店

- ・指定期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 5、中津川市過疎地域持続的発展計画の変更について

- ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定に基づき、中津川市過疎地域持続的発展計画を変更する。

- ・計画区域 旧山口村、旧坂下町、旧川上村、旧加子母村の区域

- ・変更内容 中津川市過疎地域持続的発展計画書に、計画区域における地域の持続的発展に関する基本方針、目標、施策ごとの具体的な事業計画を加える。

- ・計画期間 令和8年度から令和12年度まで

### 6、北部辺地に係る総合整備計画について

- ・計画区域 中津川市北部地域（加子母）

- ・計画期間 令和8年度から令和12年度まで

- ・計画内容

(単位：千円)

施設名	事業名	事業内容	事業費
林道	林道長洞線整備事業	施行延長 L=500m 幅員 W=3.0m (排水構造物工・舗装工)	25,000

7、<sup>しもうれ</sup>下浦辺地に係る総合整備計画の変更について

- ・ 計画区域 <sup>しもうれ</sup> 中津川市下浦地域（付知）
- ・ 計画期間 令和5年度から令和9年度まで
- ・ 変更内容

（単位：千円）

施設名	区分	事業費	財源内訳		辺地対策 事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
交通通信施設	変更前	339,000	165,000	174,000	174,000
	変更後	<b>465,000</b>	<b>231,000</b>	<b>234,000</b>	<b>228,000</b>

（補正予算）

- 1 令和7年度中津川市一般会計補正予算【初日議決】
- 2       "       国民健康保険事業会計補正予算【初日議決】
- 3       "       水道事業会計補正予算【初日議決】
- 4       "       病院事業会計補正予算【初日議決】

（当初予算）

- 1 令和8年度中津川市一般会計予算
- 2       "       国民健康保険事業会計予算
- 3       "       駅前駐車場事業会計予算
- 4       "       介護保険事業会計予算
- 5       "       後期高齢者医療事業会計予算
- 6       "       水道事業会計予算
- 7       "       下水道事業会計予算
- 8       "       病院事業会計予算

お問い合わせ先

総務部 総務管財課 文書行政係 担当者：花田  
電話：0573-66-1111（内線442）